

釣り振興業 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

令和2年5月26日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

- 1 三密を徹底的に回避します。
 - ・毎時の換気
 - ・一定数以上の入場制限
 - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - ・社会的距離（およそ2m）の確保

- 2 感染防止の対策を行います。
 - ・発熱などの症状のある方の入場制限
 - ・発熱などの症状がある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底
 - ・手の触れる場所の消毒
 - ・お客様・従業員のマスクの着用
 - ・ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
 - ・マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
 - ・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃

- 3 安全のための設備にします。
 - ・入口及び施設内などに手指消毒のための設備・薬品の設置
 - ・共用タオルの廃止（ペーパータオルの使用）、ハンドドライヤーの使用中止

- 4 安心に向けた工夫をします。
 - ・常時換気の実践
 - ・従業員が使用する休憩スペースでの入退室の前後の手洗いの徹底
 - ・ユニフォームや衣類のこまめな洗濯
 - ・コイントレイでの金銭授受

- 5 行いません、行わせません。
 - ・閉鎖空間での大声の回避
 - ・22時以降の酒類の提供

- 6 極力制限します。
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・対面での食事や会話の制限

- 7 重症化リスクに配慮します。
 - ・高齢者や持病のある方に対し、慎重な対応

- 8 新しい働き方を導入します。
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

- 9 釣り振興業として次の取組を行います。
 - (1) 釣り座は1座席空ける 会話は控えめに
 - (2) イベントの中止または延期
 - (3) 事務所・食堂への入室を制限
 - (4) 食堂利用の制限 テイクアウト
 - (5) トイレなど顧客が利用する箇所等の定期的な消毒

※これらのほか、全国団体等が示す新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに沿った対応を実施する。